

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(木) 午後2時00分から午後2時58分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員(11名)

1番 安田 宗義(副会長)	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光(副会長)
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂(副会長)	8番 岡本 和久
10番 上田 逸朗(会長)	11番 坂口 洋
13番 堀田 雅三	

4. 欠席委員 2名 9番 中川 眞一 12番 竹瀬 久晴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に関する件

第4 第3号議案 農地地目変換承認申請に関する件

第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(権利設定)に関する件

第6 第5号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(権利移転)に関する件

第7 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件

その他 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和7年4月総会を開催いたします。
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は11名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年4月の総会を開会いたします。なお、9番、中川眞一委員、12番、竹瀬久晴委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、3番、石井三智子委員、並びに4番、蘆村雅光副会長を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案2件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番及び2番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。

事務局からは以上でございます。

議長

案件は、小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、飯高町***の田、809㎡は、市立真菅北幼稚園から北東約100mに位置し、*
*町の** **氏が、**市の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、** **氏は、隣接農地の耕作者であり、農機具も所有され、
耕作能力があることから、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願
いします。

議長

では、地区担当農業委員の坂口委員さん、ご説明願います。

坂口委員

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろし
くお願いします。

議長

次に、2番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

2番は、飯高町***の田、454㎡は、市立真菅北幼稚園から北東約200mに位置し、*
*町の** **氏外1名が、**市の** **氏から、売買により譲り受けられるもので
す。

小委員会で調査したところ、** **氏は、以前から家族で耕作されており、耕作能力が
あることから、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願
いします。

議長

では、地区担当農業委員の坂口委員さん、ご説明願います。

坂口委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろし

くお願いします。

議長

以上で、第1号議案、1番及び2番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番及び2番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番及び2番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に関する件は1議案1件です。

1番は、令和5年7月28日に、農地法第4条の農業用倉庫の転用許可がされた観音寺町***、536㎡について、当初の事業計画に一体的利用地を追加し、転用目的を農業用倉庫及び農業用資材置場として、事業計画変更申請をされたものです。

追加申請地である観音寺町***の田、1,023㎡は、令和7年2月総会において、法第4条農地転用許可相当（農業用資材置場）と決定された農地であって、現在奈良県において審査中です。

観音寺町***と***は隣接しており、***の農業用資材置場への転用事業は、2筆の一体的利用を前提としたものでした。このたびの事業計画変更は、***の農業用倉庫が建築中で未完了であるため、当初の転用事業について、事業面積の拡大と転用目的の追加の

ための事業計画変更が必要となり、申請されたものでございます。事務局からは以上です。

議長

以上で第2号議案、1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明についてご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案、1番の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第2号議案の1番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。

議長

日程第4、第3号議案、農地地目変換承認申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地地目変換承認申請に関する件は1議案2件です。

1番及び2番は、田を畑に変換し、野菜を栽培したいと申請されたものです。

事務局からは以上です。

議長

第3号議案の1番及び2番は、小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の石井委員さんから、まとめてご説明願います。

石井委員

1番は、大軽町***の田、481㎡外1筆は、市立畝傍東小学校から西約20mに位置し、

町の **氏が、野菜を栽培するため、田を畑に変換したいと申請されたものです。

2番は、大軽町***の田、95㎡は、市立畝傍東小学校から西約20mに位置し、**町の** **氏が、野菜を栽培するため、田を畑に変換したいと申請されたもので、どちらも適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で第3号議案、1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見が無いようですので、採決いたします。

第3号議案1番及び2番の農地地目変換承認申請に関する件について、承認に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第3号議案の1番及び2番は承認することに決定します。

議長

日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。

本案件は、私が当事者である案件を含みますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただきます。

なお、この間の議事進行は、職務代理者である安田副会長にお願いいたします。

議長（職務代理者・安田副会長）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件は、3月総会までは「そ

の他の案件」としてご承認いただいておりますが、市長から農業委員会への意見聴取であり、今後件数の増加も見込まれますので、今総会から「その他の案件」ではなく「第〇議案」として上程させていただくことといたしました。農用地利用集積等促進計画案には、権利設定と権利移転とがございます。「権利設定」は、出し手と受け手、双方ともに、新規で権利を設定する案で、「権利移転」は、受け手のみを変更する案でございます。権利設定に関する案である第4号議案は、5件です。

1番の城殿町***の田、915㎡外2筆は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を設定する案です。使用貸借期間は、県の認可公告の翌日から令和17年6月30日までです。

以下、全て使用貸借で、それぞれ所有者（出し手）から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、各借受者（受け手）に使用貸借権を設定するものです。使用貸借期間は、それぞれ記載のとおりです。

なお、2番は、先月の総会でご審議いただき、令和7年3月28日付けで地域計画が策定された十市町の農地ですが、十市町***は、目標地図において、貸借予定地として定められておりますので、当該促進計画案は地域計画に沿ったものであり問題はございません。

事務局からは以上でございます。

議長（職務代理者・安田副会長）

以上で、第4号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長（職務代理者・安田副会長）

ご意見がないようですので、採決いたします。第4号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、「意見なし」として市長に回答することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長（職務代理者・安田副会長）

全員であります。

よって、第4号議案について、「意見なし」として、市長へ回答することに決定いたします。

上田会長、席へお戻りください。

議長

次に、日程第6、第5号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件は、1件です。

1番、膳夫町***の田、743㎡は、**市の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、**町の** **氏が使用貸借権の設定を受けていましたが、**市の** **氏に、集積のため、権利を移転するものです。使用貸借期間は令和13年3月31日までです。事務局からは以上です。

議長

以上で、第5号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第5号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利移動）について、「意見なし」として市長に回答することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第5号議案について、「意見なし」として、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第7、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は3件です。

1番、曲川町6丁目***の田、330㎡は、JR金橋駅から南約80mに位置し、**町の***氏が、青空駐車場として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の葉山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和7年3月3日でございます。

2番、石川町***の田、920㎡は、市立畝傍中学校から北西約200mに位置し、**町の***氏が、共同住宅及び店舗として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和7年3月7日でございます。

3番、十市町***の田、1,193㎡は、奈良県自動車運転免許センターから北西約300mに位置し、**町の***氏が、共同住宅として転用したいと届け出られたもので、隣接している農地はございません。届出日は令和7年3月21日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番から3番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、南浦町***の田、852㎡は、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借契約が、借人・***氏と、貸人・***氏との間で合意解約されました。解約日は令和7年3月7日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をい

ただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件の令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、農業委員会の状況について、1番、現在の体制は、令和4年12月から令和7年11月までの任期において、農業委員さんのうち、認定農業者の方が4名、女性の方が3名、中立委員の方が1名それぞれおられます。農地利用最適化推進委員さんは、1地区で欠員となっておりますので、9名です。

2番、農家・農地等の状況は、2020年の農林業センサスから、橿原市の総農家数が1,266件、農業経営体数は550件です。基幹的農業従事者の方は、表のとおりです。「担い手」といわれる認定農業者と、基本構想水準達成者については、一番右の表です。現在の耕地面積は、令和7年4月現在、田畑合わせて861haです。奈良県全体では18,700haで、県でも毎年200haずつ減っており、橿原市でも、令和5年が899ha、令和6年が876haと、10数haずつ減っている状況です。

Ⅱの最適化活動の目標について、成果目標には3つの項目があり、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進です。(1)農地の集積は、今年度当初の農地面積が861haで、令和6年度までに担い手さんに集約された面積が113ha、集積率が13.2%でございます。目標としましては、県の目標が、令和15年度に34%の集積率を掲げていますので、県と同じ目標を設定しています。橿原市としては、毎年10haずつの新規集積を目指す目標としています。農地面積は上段の現状と同様861haで、これまでの集積面積113haに新規集積面積10haを加えた123haを今年度末の集積目標面積とし、今年度末の目標集積率を14.3%としています。

(2)遊休農地の解消は、現状、前年度にパトロールに行ってもらって、遊休農地がどれだけあったかを表しています。全体で15haで、緑区分の再生可能な遊休農地は6ha、実際は5.56haです。黄区分の農地に戻すのが難しいものは9ha、実際は9.4haあり、合計14.96ha、約15haの遊休農地がありました。目標としましては、令和3年の利用状況調査における緑

区分の遊休農地面積を、5分の1解消していこうという目標で、11を5で割り、約2haの解消面積の目標を立てております。

黄色についてはなかなか農地に戻していくのは難しいので、逆に農地から変えていく作業も必要になってくるかと思えます。これが、3haです。

新規発生遊休農地の解消については、昨年度新規発生した緑区分遊休農地の2haを全て解消することを目標としています。

(3)新規参入の促進は、令和3年度には3経営体の参入がありましたが、令和4年度から6年度までは認定新規就農者等の新規参入の方はおられませんでした。目標は、新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合に斡旋できるよう所有者から同意を得ておくものであり、令和元年度から3年度までに権利移動があった面積の平均値18haのうち、10分の1である1.8haを目標面積とさせていただきました。

続いて、2番、最適化活動の活動目標について、(1)最適化活動を行う日数目標については、圃場の確認や、担い手さん又は耕作が続けられない人の話を聞くなど、最適化活動をしていただきたい日数が、一人当たり月6日でございます。最適化活動を行う農業委員さんが13名、推進委員さんが9名ですので、22人×6日の目標を立てさせていただいております。

(2)活動強化月間の設定目標については、7月は遊休農地の解消とし、農地の確認をいただいて、作付けされているかを見回る、見回り強化の月にさせていただいております。10月は、同じく遊休農地の解消で、パトロールが終わってから意向調査発出の間の、中間管理事業の周知、サポートセンターを通じて農地と人をつないでいくという周知を強化する月にさせていただいております。11月も、同じく遊休農地の解消で、利用状況調査の意向確認発出をしてから、回答を得、中間管理事業を利用して耕作をお願いしたい方があれば、それらをつないでいく強化月間にさせていただきたいと考えています。

(3)新規参入の相談会への参加目標については、今年度1回相談会の開催を思うところがありますが、なかなかそういう機会を設けられませんので、昨年行かせてもらっている、田原本町の最適化活動の研修会への参加を目標にさせていただきました。

以上、令和7年度の最適化活動の目標です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

事務局で、最適化活動の目標を設定していただきました。昨年度と比べて大きく変わっているところはありますか。

事務局

大きく変わったところはありません。ただ、集積の目標の数値に少しずつでも近づけようとするれば、地域計画をもって、中間管理機構を通じて契約ができれば、ひとつ担い手さん

につながるということになりますので、数値としては上がってくると思います。

議長

数字に表すのは難しい考え方ですが、今年度、この数字に向かって、1年間少しずつ見直し、考え直しながら、活動を進めてまいり、そのように思いますのでよろしくお願いしたいと思いますが、みなさん、ご意見をお願いしたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）は決定とさせていただきます。（案）の文字を削除してください。

議長

以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、4月の農業委員会総会を閉会いたします。